

1

入居者補償制度

火災
 落雷
 破裂・爆発
 水漏れ
 物体の落下・
 突落
 暴力行為・
 破壊行為
 水災
 震災・
 ひょう災・雪災
 盗難

※その他の自然災害等により
 損・汚損等(30
 万円程度)・損
 失(約1万円)

〈お支払い事故例〉
洗濯機の水があふれて階下の入居者の
家財を水浸しにした。

〈お支払い事故例〉
火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなかった。

《お支払い事故例》
台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、
自己費用で修理した。

2

T-PASSPORT+24



- 水栓からの水漏れ
- 排水つまり
- 配管からの水漏れ 等



- ガラスが割れてしまった 等



- カギを忘れてしまった
- カギをなくしてしまった 等



- お湯が出ない
- ガスコンロが使えない 等



- 照明がつかない
- コンセントの不具合
- 漏電ブレーカーが落ちた 等

3

T-PASSPORT CLUB OFF



【会員特典】
レンタカー

30%OFF

※車種により割引率が異なります。

印刷クーポン 画面提示クーポン



【會員特典】

お食事された方 **1ドリンクサービス**

※1ドリンクサービス:ソフトドリンク全種(アルコール除く)

印刷クーポン 画面提示クーポン



【會員特典】

バーデ	大人	3,500円
ご入場料	子供	2,000円
天然温泉	大人	1,700円
大浴場	子供	1,000円
ご利用料		

※大人の方は別途入湯税100円がかかります。
※優待内容は税別表記です。

タオルセット
付き
20%OFF

【 T-PASSPORT 利用規約兼加入同意書】

株式会社 LENZ DX（以下「当社」といいます。）は、当社が運営する T-PASSPORT（以下「本サービス」といいます。）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。本サービスを利用される方は、本規約をご承認の上、本サービスを利用していただくことになります。

【第 1 章 総則】

第 1 条（定義）

1. 本規約において「会員」とは、本規約を理解し、これを承認の上、本サービスを利用する個人とします。
2. 本規約は、本サービスに関する当社と会員との間における一切の権利義務関係について適用されるものとします。
3. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した賃貸住戸(事業用途に供する場合を除きます。)をいいます。

第 2 条（利用手続）

1. 本サービスの利用希望者は、本規約の全条項に同意した上、当社の指定する方法に従い会員登録申請を行うものとします。
2. サービス対象物件について、物件所有者または当社と利用希望者との間の建物賃貸借契約が締結されたときは、第 1 項の申請に対し、当社が承認したものとみなします。
ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は承認しない場合があります。

(1)利用希望者が第 24 条に定める申し出をした場合
(2)利用希望者が過去に本規約に違反をしたことにより会員資格の取消の処分を受けている場合
(3)利用希望者の申請内容に虚偽の事項が含まれている場合
(4)その他登録申請を承認することが不適当であると当社が判断する場合
3. 会員は、住所、氏名、電話番号、電子メールその他当社に届出ている事項の変更が生じた場合には、当社が別途指定する方法により、すみやかに当社に届出るものとします。
4. 会員が前項の届出をしないことにより、または届出が遅れたことにより何らかの不利を被ることがあったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第 3 条（登録事項変更の特例）

サービス対象物件の賃借人の変更となる場合、その都度前条による申込手続を必要としますが、サービス対象物件について 2 親等以内の親族間で賃借人の名義変更する場合は、登録事項の変更として取り扱います。

第 4 条（サービス内容）

本サービスの内容は以下のとおりとし、その詳細は第 15 条、第 18 条および第 20 条のとおりとします。

(1)「T-PASSPORT+24」
(2)「T-PASSPORT CLUB OFF」
(3)「入居者補償制度」

第 5 条（サービスの提供）

1. 当社は、利用できるサービスの範囲を、会員の事前の承認を得ることなく変更することができるものとします。

2. 当社は、本サービスの全部または一部を当社指定の第三者に委託することがあり、会員はあらかじめこれに承諾するものとします。

3. 当社は、本サービスに関連する必要情報を、会員が登録した電子メールアドレス宛に電子メールにて提供します。なお、会員は、会員登録申請時に届出た住所や電子メールアドレス宛に、当社が提供サービスの告知等を行うことに同意するものとします。

4. 当社からの電子メールまたは郵便物が何らかの原因により会員に届かなかったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 6 条（消費税率又は地方消費税の変更）

会員は、消費税または地方消費税の税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に変更後の税率に従って第 8 条の会費および第 16 条に定める作業料金に係る消費税および地方消費税が変更されることに、あらかじめ同意するものとします。

第 7 条（本サービスの利用）

1. 会員は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

2. 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

3. 本サービスのうち、「T-PASSPORT+24」および「T-PASSPORT CLUB OFF」の利用開始日について、建物賃貸借契約の契約開始日が 10 日までの方は当月 25 日から、契約開始日が 11 日から 25 日までの間の方は翌月 10 日から、本サービスを利用することができます。「入居者補償制度」の制度開始日については第 22 条に定める通りとします。

第 8 条（会費）

1. 本サービスの会費は別紙記載のとおりとし、会員は賃料と同様に当社指定の方法にて支払うものとします。
2. 月の途中でサービス対象物件の賃貸借契約が終了し、会員が会員資格を喪失した場合でも支払済みの会費について日割計算による返金を一切行わないものとします。
3. 前項以外の事由により月の途中で会員資格の喪失または会員資格の取消により本サービスを利用できなかったとしても、支払済みの会費は、理由如何を問わず一切返還しないものとします。

第 9 条（有効期間）

1. 本サービスの提供期間はサービス対象物件の賃貸借契約が終了するまでとします。
2. 既に入居している住戸をサービス対象物件として加入申込をした場合

の有効期間は、利用希望者が加入申込手続を行い、当社がこれを承認した日から賃貸借契約が終了するまでとします。

第 10 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次のいずれかに該当したときは、当然に会員資格を喪失します。

(1)サービス対象物件の賃貸借契約が終了した場合
(2)サービス対象物件について、当社が賃貸人または管理会社としての地位を喪失した場合
2. 前項②により会員資格を喪失する場合において、会員が資格喪失日以降の会費を支払い、当社がこれを受領したときは、会員は、その会費によるサービス提供終了期限まで本サービスの提供を受けることができます。
第 11 条（会員資格の取消し）

1. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。

(1)加入申込時に虚偽の申告をした場合
(2)本規約に違反した場合
(3)会員による必要な場合や悪質ないたずら等により本サービスの業務に支障をきたした場合
(4)会費の支払を怠った場合
(5)暴力、威力、詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
(6)その他、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により会員資格が取消された場合、会員は、会員資格の取消を受けた日以降の会費を支払いたしとしても、本サービスの提供を受けることができないものとします。

なお、会員資格の取消を受けた日以降に会員が支払った会費は違約金として当社が没収します。

第 12 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理します。

2. 会員は、個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

(1)会員より依頼を受けた各種サービスを会員に対して提供するため
(2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
(3)本サービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
(4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
(5)関連サービスの情報を提供するため

3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託する場合、会員は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることにあらかじめ同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の個人情報等を第三者に開示・提供することがあります。

(1)個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
(2)裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
(3)当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
(4)当社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合
第 13 条（規約の追加変更）

当社は、会員の承諾、または会員に対する事前の通知なく、本規約を変更できるものとし、本サービスの運営上、本規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上等で告知します。

第 14 条（管轄裁判所）

当社と会員との間で紛争が生じ、訴訟を提起する必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第 2 章 T-PASSPORT+24】

第 15 条（内容）

1. 会員はサービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24 時間 365 日、トラブル解決を図るための情報提供または現場駆け付け対応のサービスを受けることができます。

(1)玄関鍵の紛失・故障、不具合(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠出来ない場合があります。)
(2)水廻りのトラブル
(3)窓ガラスのトラブル
(4)ガス設備のトラブル
(5)電気設備のトラブル(家電製品は対象外とします。)
2. 電気設備のトラブルおよびガス設備のトラブルの現場対応時間帯は午前 9 時から午後 5 時迄の間とし、1 年間のうち 1 回までは基本出張費を無料とし、1 年間のうち 2 回目以降は 1 回あたり 8,000 円（税別）の基本出張費を負担していただきます。
3. 第 1 項の現場駆け付け対応サービスの作業スタッフが訪問するときには、会員の立会が必要となります。
第 16 条（作業料金）

1. 会員は、前条第 2 項の場合を除き、現場駆け付け対応サービスを無料で

受けることができます。但し、会員の過失によりトラブルが発生した場合において、作業時間が 30 分を超過したときは超過時間が 10 分ごとに 1,500 円(税抜)の作業代金を、会員が負担するものとします。また、作業実施時に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても会員が別途実費を負担する場合があります。

2. 会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けることができます。
3. 現場駆け付け対応サービスではトラブルが解決できない場合、または二次被害が発生することが予想される場合、会員は作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
4. 当社は、前 3 項の場合の作業料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 17 条（除外事項）

次に該当する場合は「T-PASSPORT+24」のサービス対象外とします。
(1)建物共用部分の設備等に関するトラブル
(2)午後 9 時以降翌日午前 9 時までの時間帯における破壊による開錠
(3)会員が所有する家電製品等に関するトラブル
(4)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
(5)原状回復に関するトラブル
(6)地震等の天災、暴動等の非常事態におけるトラブル
(7)その他当社が不適切と判断した場合

【第 3 章 T-PASSPORT CLUB OFF】

第 18 条（内容）

1. 「T-PASSPORT CLUB OFF」は、当社提携の株式会社リロクラブが提供する会員限定優待サービスであり、会員は、「T-PASSPORT CLUB OFF」専用ホームページ(http://www.club-off.com/t-passport/)に掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

2. 会員は優待サービスの利用に際し、T-PASSPORT CLUB OFF 専用ホームページ(http://www.club-off.com/t-passport/)に記載された Club Off Alliance 会員規約に同意した上で利用するものとします。
3. 当社は、「T-PASSPORT CLUB OFF」(会員優待サービス)の利用に必要な会員番号(ログイン ID)を発行します。

4. 会員は、本サービスの利用方法に従い、ログイン ID 及び初期パスワードで「T-PASSPORT CLUB OFF」専用ホームページにログインすることにより、またはパンフレットに記載された専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第 19 条（変更・休止等）

当社は、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、「T-PASSPORT CLUB OFF」のサービス内容を一部を変更し、または休止することがあります。

【第 4 章入居者補償制度】

第 20 条（目的と仕組み）

入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、本サービスの会員が、万の一の事故（火災等）により所有する家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による借用戸室の損壊や、漏水事故による階下での損害発生等）を負担した場合に会員に対して補償を提供するために、当社が保険契約者となって Chubb 損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約（以下「損害保険」といいます。）に基づきます。

第 21 条（保険料相当額の負担）

本サービス対象物件に入居する会員は、損害保険の被保険者（保険金受取人）となり、会費の中から保険料相当額をご負担いただきます。

第 22 条（補償の開始）

本制度の補償は、本サービス対象物件に入居された時、または本サービスの会員になられた時のいずれか遅い時に開始します。

第 23 条（補償の終了）

本制度は、本サービス対象物件の入居期間中に補償するものであり、本制度の補償は賃貸借契約が終了した時、または当社が本サービス対象物件の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位を喪失した時に終了します。

第 24 条（同意事項）

賃貸借契約の締結時に会員が同一の賃貸住宅の戸室を対象とする他の保険契約を締結している場合は、本制度の補償を提供いたしませんのでお申し出ください。なお、お申し出のない場合は、損害保険の被保険者になることに同意いただいたものとみなします。

第 25 条（損害保険契約の内容）

本サービスが締結した損害保険は次のとおりです。

保険種類：リビングプロテクト総合保険

引受保険会社：Chubb 損害保険株式会社

取扱代理店：株式会社 LENZ DX

(共同募集)：株式会社 トーシンライフサポート

補償内容：別紙、リビングプロテクト総合保険 入居者補償制度パンフレットに記載のとおりとします。

第 26 条（補償内容等の変更に関する告知）

本制度に基づく損害保険の約款、特約の変更または保険料率変更に伴う保険料相当額もしくは保険金額に変更が生じた場合は、当社のホームページ上で告知いたします。

※当社ではシングル（1 人入居）で月額 1,640 円、ファミリー（複数人入居）で月額 1,740 円のプランを推奨しております。地震保険の加入については別途ご相談下さい。

ご加入プランに ☒		保険金額・支払限度額				
		家財 〔汚損・破損等 30 万円限度 (自己負担額 1 万円)〕	賠償責任・修理費用補償特約			事故被害者弁護士費用 補償特約
			個人賠償	借家人賠償 自己負担額 3 万円 (注)	修理費用	
☐	シングル 月額 1,640 円 (税別)	160.5 万円	1 億円	2,000 万円	100 万円	(法律相談：1 相談) 1 万円
☐	ファミリー 月額 1,740 円 (税別)	210.4 万円				(法律相談：1 事故) 3 万円 (弁護士費用等：1 契約年度) 100 万円

<保険料相当額> シングル：月額 690 円・ファミリー：月額 790 円 (注)火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ事故には、自己負担額は適用されません。

※私は、上記内容を理解し、個人情報の取扱いについて同意をしたうえで、T-PASSPORT への加入に同意します。

【ご署名・ご捺印欄】 年 月 日 氏名： 印